



2022年5月13日

各 位

株式会社 ウィザス  
代表取締役社長 生駒 富男  
(コード番号 9696)

[問合せ先]  
取締役統括支援本部長 赤川琢志  
TEL06 (6264) 4202

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、定款の改正は、2022年6月24日開催予定の当社第46回定時株主総会のご承認を経て、正式に決定いたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり当社定款を一部変更いたします。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示しております）のとおり改めたいと存じます。

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>(参考書類等のインターネット開示)<br/>第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>   |
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>   | <p>(<u>電子提供措置等</u>)<br/><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第 3 2 5 条の 2 に規定する電子提供措置をとる。</u><br/><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、第 1 2 条に定める議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>  |
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>   | <p>(<u>附則</u>)<br/><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u><br/><u>第 42 条 2 0 2 2 年 6 月 2 4 日 改正前定款 第 16 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除及び同改正後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2 0 2 2 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u><br/><u>2 前項の規定にかかわらず、2 0 2 2 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、同改正前定款第 16 条 (参考書類等のインターネット開示) は、なお効力を有する。</u><br/><u>3 本条の規定は、2 0 2 2 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日以降にこれを削除する。</u></p> |

## 3. 日程

定時株主総会開催予定日（効力発生日）

2022 年 6 月 24 日（金曜日）

以 上